

オンコールサービス利用規約

第1条（適用関係）

1. 本規約は、次条第1項に定義する本件サービスの提供条件および本件サービスの利用に関する株式会社オンコール（以下「当社」という。）と本件サービスの利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本件サービスの利用に関わる一切の關係に適用される。
2. 本件サービスに関して、本規約以外に個別の契約、覚書、合意書等（以下「個別規定」という。）が存在する場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとする。本規約の内容と個別規定の内容が異なる場合、個別規定が優先して適用される。

第2条（定義）

1. 「本件サービス」とは、当社が運営・提供する医療機関運営支援システムサービス「オンコール」（以下「本件システム」という。）を利用して提供する以下のサービスをいう。
 - ・スポット人材マッチングサービス
2. 「本件サービス利用料金」とは、本件サービスの提供に対して利用者が支払う報酬をいう。
3. 「本契約」とは、当社が利用者に対し本件サービス又は本件サービス等を提供し、利用者が当社に対しその対価を支払うことを本旨とする契約をいう。

第3条（本件サービス利用料金）

1. 本件サービス利用料金は、以下のとおりとする。ただし、スポット人材マッチングサービスについて別途の条件を事前に当社から利用者に提示した場合は当該条件による。

対象	利用料（税抜）
スポット人材マッチングサービス	医師：1名・勤務1回あたり ① 日給35,000円未満の場合：1回 5,000円 ② 日給35,000円以上の場合：医師報酬の15%
	交通費、残業代は勤務者の支払報酬に含まないものとする
	看護師 1名・勤務1回あたり 3,000円

2. 本件サービス利用料金は、利用者が求人を作成した際の時給・日給を基準に計算する金額とし、勤務当日の実労働時間の変動などは一切影響しないものとする。
3. 利用者は、本件サービスを経由して知り得た医師および看護師（以下本条において「採用候補者」という。）を採用しようとする場合、本件システム上で連絡、採用活動を行わなければならないものとする。採用候補者と本件システム外で連絡をとった場合は、直ちにその旨当社に報告するものとし、本件システム外で採用候補者を採用するに至った場合は、当社に対してその旨報告するとともに前項所定の本件サービス利用料金と同額の金員を支払わなければならない。
4. 本契約終了後に、利用者が採用候補者に連絡をとり、又は、採用候補者を採用しようとする場合、利用者は事前に当社にその旨連絡すると共に、採用候補者を採用したときは、第1項記載の本件サービス利用料金と同額の金員を当社に支払わなければならない。
5. 前2項に違反した場合、利用者は、違約金として、採用候補者を採用した場合に想定される本件サービス利用料金の2倍に相当する金員を当社に対して支払わなければならない。

6. 利用者都合の理由において、確定された勤務者を取り消す（キャンセルを実施する）際には、利用者は以下のキャンセル料を当社に支払うものとする。
 - 勤務日の7日前～当日：想定される手数料の100%
 - 勤務日の8日前まで：300円/回

第4条（支払方法）

1. 利用者は、本件サービス利用料金については勤務日を基準として、毎月末締め、翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

第5条（本件サービスの利用及びシステムの運用管理等）

1. 利用者は、本契約の各条項を遵守することを条件に、本件サービスを非独占的に利用できる。
2. 本件サービスを利用するために用いる利用者の端末装置（クライアントパソコン）及び通信回線、その他必要な環境は利用者が準備し、利用者はその敷設費用、回線装置費用、回線利用料等の費用負担及び管理責任を負う。
3. 利用者が本件サービスを利用できる時間は、システムメンテナンス及びバックアップ等の時間を除く時間帯とする。ただし、やむをえない事情がある場合には、当社は本件サービスの提供の全部又は一部を一時的に又は将来にわたり停止することができる。
4. 利用者は、当社の要請に従い、本件サービスの提供のために必要な情報及び資料を、当社に提供する。
5. 利用者は、運用管理に関して、サービス利用者等から問い合わせ、クレームを受けた場合には、自己の責任と費用を持って処理及び解決する。

第6条（本件サービスの利用に伴うデータ）

1. 当社は、本件サービスの利用を通じて本件サービス用サーバー等に保存及び蓄積したデータ等（以下「登録情報」という。）について、バックアップ等の保全措置を行うことができる。
2. 前項にかかわらず、当社は、利用者に対して、登録情報についてバックアップ等の保全措置を行う義務を負うものではない。
3. 当社は、当社の責によらない事由による登録情報の全部又は一部の破損又は消失等、並びに、登録情報の有用性及び正確性を保証するものではなく、これらに起因又は関連して直接的、間接的を問わず利用者又は第三者に発生する損害について責任を負わないものとする。
4. 利用者は、以下の各号に定める場合、当社が登録情報を第三者に開示することがあることに同意する。
 - (1) 法令に基づき開示する場合。
 - (2) 本件サービス等の提供を委託した第三者に対して、本件サービスの提供に必要な範囲で登録情報を開示、提供する場合。この場合、当社は当該第三者に前項及び第5項と同等の義務を課す。
5. 当社は、登録情報を、特定の個人を識別することのできない統計情報に加工した上で、新規サービスの企画等の目的で利用することができる。
6. 当社は、本件サービスの運営上必要があると判断した場合、事前に利用者に通知した上で、登録情報の全部又は一部を削除できる。
7. 本契約の全部又は一部が終了した場合、当社は当該終了部分に係る登録情報を全て削除する。

第7条（著作権）

本件サービス及び本件サービスに関する文書等に関する所有権、著作権をはじめとする一切の知的財産権その他の権利は、全て当社に帰属する。

第8条（契約期間及び中途解約）

本契約の有効期間は、本契約の締結時から1年間とし、有効期間満了の30 日前までに利用者と当社のいずれかが相手方に更新拒絶の意思表示を通知しない限り、有効期間はさらに1年間更新され、以後も同様とする。また、当社および利用者は、契約期間中といえども相手方に対し、1ヶ月前までに書面による通知を行うことで、本契約を将来に向かって解約することができる。本契約終了時点において、利用者が本件サービスを通じて採用した候補者に関しては、本契約の各条項が引き続き適用されるものとする。

第9条（秘密保持義務）

1. 利用者及び当社は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約に基づき知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密、相手方顧客の技術上及び営業上の秘密並びに個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいう。）、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報（以下総称して「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りではない（個人情報に該当する場合はこの限りでない）。
 - (1) 相手方から知得する以前に既に保有していたもの。
 - (2) 相手方から知得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となったもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得したもの。
 - (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求されたもの。
 - (5) 秘密情報によることなく、独自で開発したものであることを証明できるもの。
2. 利用者及び当社は、相手方から開示された、又は知り得た秘密情報を本件サービスに関連する業務以外の目的で使用してはならない。
3. 利用者及び当社は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を厳重に管理するとともに、本件サービスに関連する業務に従事する者に対して、本条の秘密保持義務を遵守させる。
4. 利用者及び当社は、秘密情報の漏洩等を発見した場合、直ちに相手方にその旨を通知する。
5. 利用者及び当社は、自己の故意又は過失により、相手方から開示を受けた、又は知り得た秘密情報の漏洩等が生じた場合、相手方の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならない。

第10条（求人情報等の情報開示・公開）

1. 利用者は、利用者が開示・公開を希望しない旨を事前に通知した場合を除いて、当社が、候補者の募集等の本件サービスの遂行の目的において、利用者が提示した求人条件及び一般的に公開されている利用者の企業情報を当社が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開すること、を同意するものとする。
2. 当社は、利用者が事前に開示・公開を希望しない旨を事前に通知した場合を除いて、当社と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、利用者より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には当社の責任のもと、当該人材紹介会社が当社と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第11条（個人情報の取扱い）

1. 利用者は、本件サービスにおいて当社から提供された個人情報に関して、本件サービス等の利用以外のいかなる目的にも使用してはならない。
2. 利用者は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセス又は、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

3. 利用者は、本契約の終了時又は当社からの要請があった場合には個人情報及び、その複製物の全てを、速やかに当社の指示に従い破棄するものとする。

第12条（本件サービス等の提供の停止、本契約の解除）

当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、直ちに、本件サービス等の一部又は全部の提供を停止し又は本契約を解除することができる。なお、本条は当社から利用者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

- (1) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、公租公課等の滞納処分、担保権の実行としての競売の申立があったとき
- (2) 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続きの申立てがあったとき
- (3) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになったとき
- (4) 監督官庁より事業停止又は事業免許もしくは事業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 関係法令に違反して処分されたとき
- (6) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、その期間内には是正しないとき
- (7) その他前各号に準じる不信用な事由や相手方に対する背信行為があったとき

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるために、本契約を締結するものでないこと。
2. 利用者又は当社のいずれかが、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この媒介契約を解除する事ができる。
 - (1) 前項（1）又は（2）の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

第14条（準拠法及び専属的合意管轄）

1. 本規約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。
2. 本件サービス等又は本契約に関し、利用者と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（誠実協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義を生じた事項については、利用者当社双方誠意をもって協議し、解決を図る。

第16条（本規約の変更）

当社は、本規約の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく、任意に改定できるものとする。本件サービス上又は電子メール等の手段で本規約の改定を告知した後1ヶ月を経た時点で、利用者は本規約の改定を承諾したものとみなす。その際、本規約に基づいて現に発生している権利義務は新規約による影響を受けないものとする。

改定日：2026年4月1日